

クマ類の保護及び管理に 関するレポート (平成 26 年度版)

(案)

2015 年 3 月

環 境 省

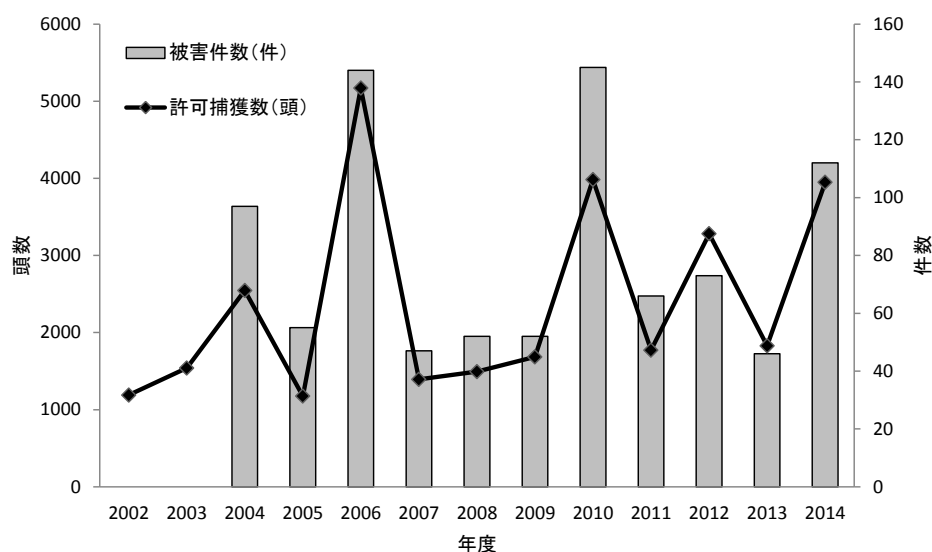
はじめに

環境省では、2012（平成 24）年度よりクマ類の生息状況や被害の現状の確認と対策の評価を行い、保護及び管理に関する基本的な考え方や課題等について整理を行うこと等を目的として「クマ類保護及び管理に関する検討会」を設置しました。今後、定期的に保護及び管理に関する最新情報を「クマ類の保護及び管理に関するレポート」として取りまとめ、2010（平成 22）年に作成された「特定計画作成のためのガイドライン」について随時補足を行っていく予定です。

● 2014（平成 26）年度のクマ類の保護管理をめぐる動き	1 p
● 今年度のレポートのテーマ	2 p
● 錯誤捕獲とは何か、錯誤捕獲の何が問題か	3 p
● クマ類とニホンジカまたはイノシシとの分布の重複状況	4 p
● 錯誤捕獲にどう対処すべきか	7 p
● 各地の事例紹介	10 p

2014（平成 26）年度のクマ類の保護管理をめぐる動き

- 鳥獣保護法の改正に伴い、特定鳥獣保護管理計画が第 1 種特定鳥獣保護計画と第 2 種特定鳥獣管理計画に分かれます（改正鳥獣保護法は 2015（平成 27）年 5 月 29 日から施行）。
- 北海道が 2014（平成 26）年 3 月に、任意計画である『北海道ヒグマ保護管理計画』を策定しました。
- 許可捕獲数、人身被害件数ともに例年よりも多く、2004（平成 16）年度以降では 3 番目に高い値でした。



クマ類の許可捕獲数と被害件数の年次推移

今年度のレポートのテーマ

テーマ 「クマ類の錯誤捕獲への対応」

2012（平成24）年度のクマ類保護管理検討会では、クマ類の保護管理における主要課題を以下のとおり整理しました。

- 課題1 管理目標の1つである「個体群の維持・回復」を評価することが難しい
- 課題2 人身被害が深刻な問題であることから、人間活動域への分布拡大防止（里山排除地域の設定等）対策が必要
- 課題3 大量出沒が起こることを前提とした管理手法の検討が必要
- 課題4 広域保護管理の取組が十分進んでいない地域がある
- 課題5 モニタリングを含む保護管理に要する経費の確保が困難（既存予算も縮小傾向）
- 課題6 シカやイノシシの捕獲強化に伴う錯誤捕獲発生への対応
- 課題7 捕獲に対する社会的コンセンサスが得られにくい

2013（平成25）年度のレポートでは、課題2と3に焦点を当て、クマ類の集落や市街地への出沒状況を把握するためにアンケート調査等を実施し、その結果をもとに「都道府県における出沒対応の状況」、「出沒抑制対策の効果的な実施」について紹介しました。また、その対応のために必要な人材の確保・配置について整理しました。

近年、ニホンジカやイノシシによる被害が社会的な問題となっています。特に、ニホンジカの食害によって森林の更新が阻害される問題が全国的に発生しており、クマ類の生息環境の保全の観点からも深刻な問題です。このため、ニホンジカやイノシシの捕獲をさらに強力に進める必要があります。

ニホンジカやイノシシを捕獲する上では、銃器だけでなく箱わなやくくりわなの使用も欠かせないものとなっています。しかし、ニホンジカやイノシシを捕獲するために設置した箱わなやくくりわなにクマ類が誤ってかかってしまう、錯誤捕獲が発生しています。2014（平成26）年度に鳥獣保護法を改正し、今後ニホンジカやイノシシの捕獲がさらに強化されることに伴い、クマ類の錯誤捕獲の増加が懸念されます。また、ニホンジカやイノシシがこれまで分布していなかった地域に急速に分布拡大しており、そのような地域にクマ類が分布している場合、クマ類の錯誤捕獲が発生するおそれがあります。

そこで、クマ類の錯誤捕獲について適切な対応が図られるよう、今年度のレポートでは課題6に焦点を当てます。クマ類の保護及び管理に関わる行政担当者に、

クマ類の錯誤捕獲について理解を深めてもらうため、錯誤捕獲の問題点を整理した上で、行政として錯誤捕獲に対しどのように対応すべきか、事例を交えて紹介します。

錯誤捕獲とは何か、錯誤捕獲の何が問題か

錯誤捕獲とは何か

- 捕獲対象以外の鳥獣が誤って捕獲されることを錯誤捕獲と言います。
- 狩猟において、わなを使用する方法でクマ類の捕獲を行うことは、大量捕獲等を招くおそれがあることから禁止されています。
- また、許可捕獲についても、許可対象以外の鳥獣が捕獲された場合は錯誤捕獲となり、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放獣の検討を行うこととしています。

錯誤捕獲の何が問題か

- 「わな」によって錯誤捕獲されたクマ類は、暴れてクマ類自身の身体を損傷してしまう場合があります。特にレッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されている個体群の存続への影響が懸念されます。このため、錯誤捕獲された場合は速やかに放獣を検討する必要があります。
- 錯誤捕獲された個体の放獣作業時に、作業者が錯誤捕獲個体に襲われる事故が発生しています。このため、放獣作業時の安全管理は非常に重要です。



写真 イノシシ捕獲用の箱わなにおける錯誤捕獲事例

クマ類とニホンジカまたはイノシシとの分布の重複状況

どの地域でクマ類の錯誤捕獲が起きる可能性が高いかを俯瞰的に把握するため、クマ類とニホンジカまたはイノシシが重複して分布する地域を、5km メッシュ単位でまとめました。

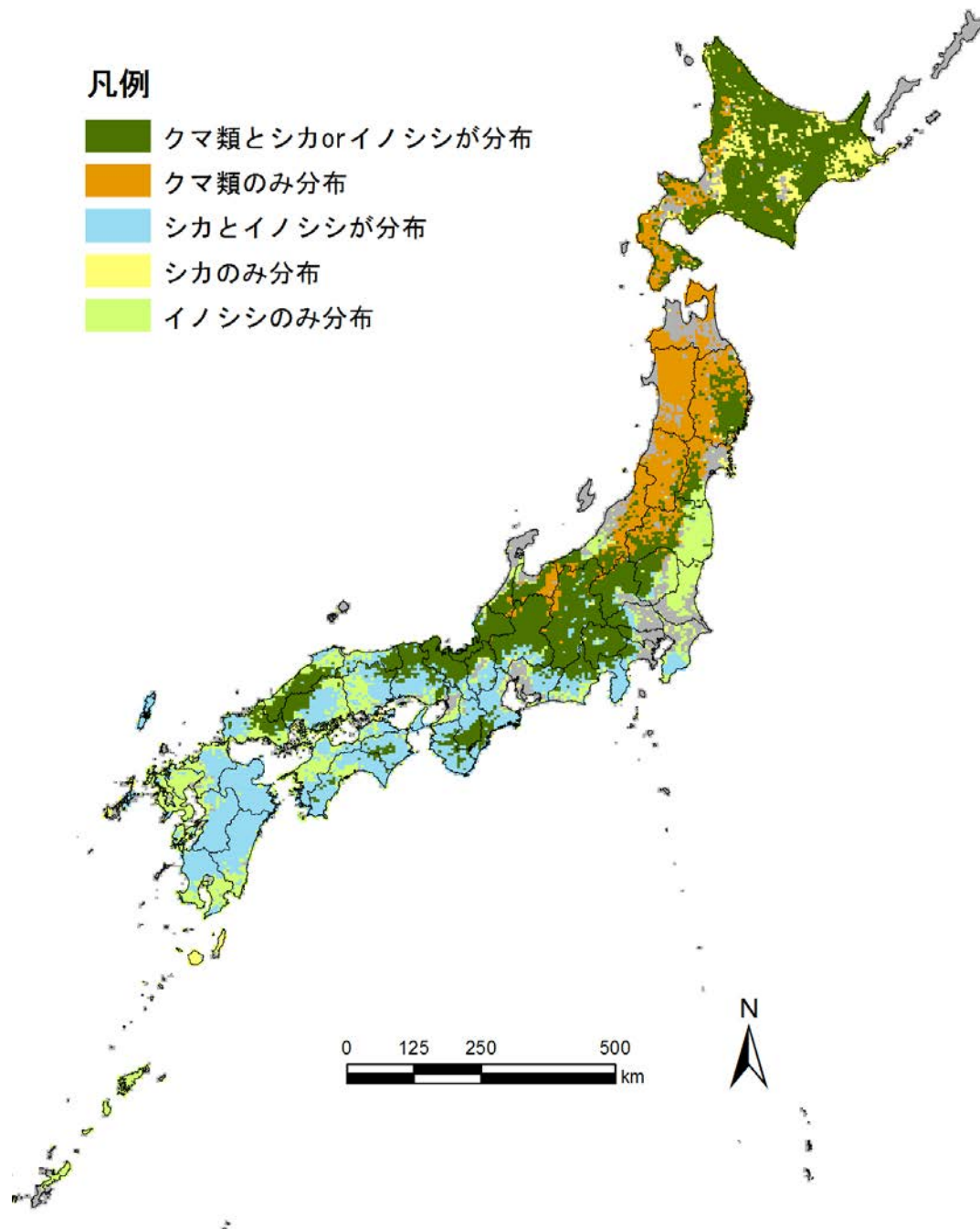
地図の中で緑色で示したメッシュは、クマ類とニホンジカまたはイノシシが同所的に分布している地域であり、クマ類の錯誤捕獲が起きる可能性が高いと言えます。また、クマ類のみ分布している地域やニホンジカやイノシシのみ分布している地域でも、クマ類やニホンジカ・イノシシの分布拡大に伴い、クマ類の錯誤捕獲が発生する可能性があるため注意が必要です。

分布が重複するメッシュ数は 5540 メッシュであり、国土全体のメッシュ数の 32%を占めています。また、分布が重複する都道府県は 34 県であり、そのうち重複するメッシュの割合が 50%を越えたのは北海道、群馬県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、京都府でした。分布が重複するメッシュ数が多い都道府県や、重複する割合の高い都道府県は、クマ類の錯誤捕獲に対し特に注意する必要があります。

※各種の分布情報には、以下のデータを用いました。

- ・ 自然環境保全基礎調査 第 2 回動物分布調査 哺乳類（1978 年、環境省）
- ・ 自然環境保全基礎調査 第 6 回哺乳類分布調査（2004 年、環境省）
- ・ 狩猟及び許可捕獲（有害鳥獣駆除および管理捕獲）による捕獲位置報告
クマ類は 2007-2010 年度、ニホンジカは 2007-2011 年度、イノシシは 2007-2012 年度

近年の分布情報には捕獲位置報告のみを用いているため、各種とも実際にはより広域に分布していると考えられます。



クマ類とニホンジカ・イノシシとの分布の重複図

クマ類とニホンジカ・イノシシとの分布の重複状況

都道府県名	重複の有無	重複メッシュ数	メッシュ数に占める重複メッシュ数の割合(%)
北海道	○	2314	57.0
青森県		0	0
岩手県	○	240	36.9
宮城県	○	76	23.5
秋田県	○	1	0.2
山形県	○	37	9.6
福島県	○	167	30.1
茨城県	○	1	0.4
栃木県	○	111	44.9
群馬県	○	188	76.7
埼玉県	○	39	26.2
千葉県		0	0
東京都	○	17	10.8
新潟県	○	121	21.7
富山県	○	75	42.9
石川県	○	58	27.5
福井県	○	159	83.7
山梨県	○	159	91.4
長野県	○	453	87.1
岐阜県	○	311	76.8
静岡県	○	104	30.7
愛知県	○	27	11.8
三重県	○	44	17.1
滋賀県	○	57	37.0
京都府	○	141	73.1
大阪府	○	3	3.6
兵庫県	○	134	36.2
奈良県	○	64	47.4
鳥取県	○	50	34.2
島根県	○	144	46.3
岡山県	○	30	10.3
広島県	○	88	23.7
山口県	○	75	22.9
徳島県	○	27	15.1
香川県		0	0
愛媛県	○	1	0.3
高知県	○	24	7.6
福岡県		0	0
佐賀県		0	0
長崎県		0	0
熊本県		0	0
大分県		0	0
宮崎県		0	0
鹿児島		0	0
沖縄県		0	0

錯誤捕獲にどう対処すべきか

まずは予防が大事！

まずは錯誤捕獲を起こさないよう、発生を予防することが重要です。錯誤捕獲をゼロにすることは極めて困難ではありますが、クマ類の生息が確認された場所でわなを設置しない等、わなを設置する上での基本事項を徹底することにより、錯誤捕獲を減らすことは可能です。錯誤捕獲の発生を予防するための基本事項（措置）について以下のとおり紹介します。

箱わなについて

箱わなの設置の際にはクマ類が抜け出せるよう脱出口の設置が推奨されており、クマ類の錯誤捕獲の防止に一定の役割を果たしていると考えられます。しかし、ツキノワグマが脱出できることを覚え餌付け状態になる場合があること、脱出口にツキノワグマが引っ掛かる場合があり、その状態で人が近づくと危険であることが指摘されています。また、箱わなによる捕獲では誘引餌を用いるため、大量出没年に箱わなによる錯誤捕獲が増加する傾向にあると言われています。

以下に、箱わなによる錯誤捕獲を予防するための措置について記します。

- 頻繁にクマ類が出没する場所には箱わなを設置しない。
- 箱わなを設置した付近でクマ類の生息が確認された場合や、クマ類による箱わなの利用が確認された場合は、箱わなの扉を閉める、あるいは箱わなを移動する。
- 葉菜類などのクマ類を誘引しにくい餌に変える。

くくりわなについて

平成 19 年に鳥獣法の施行規則が改正され、クマ類の錯誤捕獲の防止の観点から、輪の直径が 12cm を超えるくくりわなの使用や、締め付け防止金具がないくくりわなの使用が禁止されました※。ただし、特定計画を策定した場合等において 12cm 規制が解除される場合があります。

以下に、くくりわなによる錯誤捕獲を予防するための措置について記します。

- 頻繁にクマ類が出没する場所にはくくりわなを設置しない。
- くくりわなを設置した付近でクマ類の生息が確認された場合は、くくりわなを移動する、あるいは設置を中止する。
- クマ類・ニホンジカ・イノシシの生息状況と各種の生態的特徴を勘案して、12cm 規制の解除を実施する場所・時期を設定する。

（例：クマ類の生息域では、冬眠の時期だけ 12cm 規制を解除する等）

※輪の直径が 12cm 以下の場合でも、くくりわなにかかる場合があります。

見回りについて

「箱わな」「くくりわな」の両方に共通することとして、設置した場合は毎日見回ることが重要です。足跡等からわなの周囲にどのような動物が来ているか毎日確認し、クマ類の利用の有無を把握する必要があります。足跡が付きにくい場所では、砂を撒くと効果的です。

また、発生防止のためには、捕獲従事者への教育や集落指導の徹底を図ることが効果的です。例えば兵庫県では、狩猟者に対して、狩猟免許の取得・更新時やニホンジカ・イノシシの捕獲技術研修の際に、錯誤捕獲の防止措置等について触れています。また、関係機関に対しては、クマの保護及び管理に関する研修会の中で、錯誤捕獲への対応等について触れています。このように、関係者に対して、定期的に錯誤捕獲の現状や防止措置等について伝えることが重要です。

上記の理解を促進するための、予防に関するイメージ図を挿入します。

放獣体制を整備する！

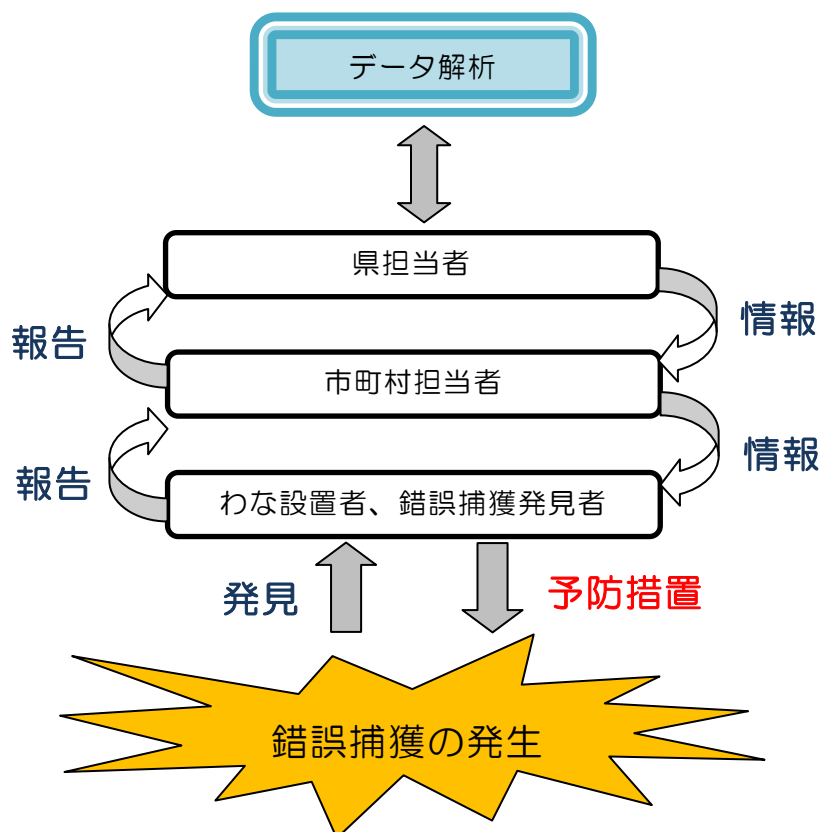
錯誤捕獲の発生予防を十分に行っても、錯誤捕獲を完全になくすことは極めて困難です。錯誤捕獲個体の放獣義務はわなの設置者が行うものとされていますが、安全に放獣するには高い専門性が求められます。そのため、行政が放獣体制を整備し、捕獲従事者が安心してニホンジカやイノシシの捕獲作業に従事できる環境づくりを進めることが望まれます。特にレッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群」に掲載されている地域では、個体群存続への影響の観点から、放獣体制の整備が必要です。

放獣体制の整備には、専門職員を県や市町村が雇用する場合と、外部の専門機関（もしくは個人）に委託する場合の 2 種類があります。それぞれのメリット・デメリットは、昨年度のレポートで紹介していますので、併せてご覧ください。

※ 放獣体制の整備事例を 10 ページ以降で紹介しています。

情報収集体制を構築する！

錯誤捕獲の発生時期や捕獲された個体の特徴（性別・年齢等）、発生した環境、用いたわなの種類等の情報を収集し蓄積していくことは、どのような条件で錯誤捕獲が起きやすいかを明らかにしていく上で重要です。収集・蓄積した情報を解析し、その結果を錯誤捕獲の予防につなげることが期待できます。



錯誤捕獲の情報収集体制のイメージ図

出沒抑制対策について

農業従事者が自衛のためにわなを農地周辺に設置するケースが増えていますが、クマ類の人里への出沒によって錯誤捕獲が発生する場合があります。このため、錯誤捕獲の問題を考える上では、クマ類の人里への出沒の問題を併せて考える必要があります。農地周辺での錯誤捕獲を減らすためには、これまで紹介した予防措置だけでなく、出沒抑制対策も併せて実施することが効果的です。出沒抑制対策については、昨年度のレポートで紹介していますので、併せてご参照ください。

各地の事例紹介

情報収集中です。

参考文献

兵庫県森林動物研究センター．箱わなによるクマの誤捕獲防止

URL： <http://www.wmi-hyogo.jp/measures/pdf/capture03.pdf>

（2015 年 1 月 13 日現在）